

東京学芸大学国際学生宿舎規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
（趣旨） 第1条 この規程は、東京学芸大学学則<u>第10条</u>の規定に基づき、東京学芸大学東久留米国際学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 （管理運営責任者） 第4条 学生宿舎の管理運営責任者は、学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、学長の指名する副学長をもって充てる。 （学生委員会） 第5条 学生宿舎の管理運営等に関する事項については、東京学芸大学学生委員会（以下「委員会」という。）で審議する。 <u>2 委員会に関する規程は、別に定める。</u> 〔省略〕 （入居の選考及び許可） <u>第7条 入居の選考は、前条の入居希望者の中から別に定める学生宿舎入居選考基準に基づき、委員会が行う。</u> 2 入居の許可は、前項の<u>選考の結果</u>に基づき、管理運営責任者が行う 〔省略〕 （入居手続及び許可の取消し） 第9条 入居を許可された者は、指定された期日までに所定の入居手続を経て、入居しなければならない。 2 入居を許可された者が、正当な理由なく指定された期日までに前項の手続を完了しないとき、又は、第6条に定める必要書類の内容に虚偽の事実が判明したときは、管理運営責任者は、その入居許可を取り消すものとする。 （寄宿料） 第10条 入居者は、<u>国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和39年文部省令第9号）に定める寄宿料を、毎月所定の期日までに納付</u>しなければならない。 2 <u>入居又は退去の日が月の中途であっても、寄宿料は、1月分を納付</u>しなければならない。 3 既納の寄宿料は返還しない。	（趣旨） 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則第65条</u>の規定に基づき、東京学芸大学東久留米国際学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 （管理運営責任者等） 第4条 学生宿舎の管理運営責任者は、学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、学長の指名する副学長をもって充てる。 （学生委員会） 第5条 学生宿舎の管理運営等に関する事項については、東京学芸大学学生委員会（以下「委員会」という。）で審議する。 〔省略〕 （入居の選考及び許可） <u>第7条 入居者の選考は、別に定める東京学芸大学入寮等選考基準に基づき、委員会が行う。</u> 2 入居の許可は、前項の<u>選考結果</u>に基づき、管理運営責任者が行う。 〔省略〕 （入居手続及び許可の取消） 第9条 入居を許可された者は、指定された期日までに所定の入居手続を経て、入居しなければならない。 2 入居を許可された者が、正当な理由なく指定された期日までに前項の手続を完了しないとき又は第6条に定める必要書類の内容に虚偽の事実が判明したときは、管理運営責任者は、その入居許可を取り消すものとする。 （寄宿料） 第10条 入居者は、<u>別に定める寄宿料を、毎月所定の期日までに納入</u>しなければならない。 2 <u>寄宿料は、入居又は退去の日が月の中途であっても、1月分を納入</u>しなければならない。 3 既納の寄宿料は、<u>返還</u>しない。

〔省略〕

（施設等の保全）

第12条 入居者は、学生宿舍の施設設備、備品等の保全並びに快適な環境の保持に努め、常に正常な状態で使用するものとする。

2 入居者は、防火管理、衛生管理及び災害防止等に留意し、管理運営責任者及びその指定する者の指示に従い、これに協力しなければならない。

3 故意又は過失により、学生宿舍の施設設備若しくは備品等を滅失、損傷又は汚損した者は、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

（退去手続）

第13条 退去を希望する者は、事前に退去届を管理運営責任者に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の承認を得ようとする者は、事前に居室の施設設備及び備品等について、管理運営責任者が指定する者の点検を受けなければならない。

〔省略〕

〔省略〕

（施設等の保全）

第12条 入居者は、学生宿舍の施設設備、備品等の保全並びに快適な環境の保持に努め、常に正常な状態で使用しなければならない。

2 入居者は、防火管理、衛生管理及び災害防止等に留意し、管理運営責任者及びその指定する者の指示に従い、これに協力しなければならない。

3 入居者は、故意又は過失により、学生宿舍の施設設備若しくは備品等を滅失、損傷又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

（退去手続）

第13条 退去を希望する者は、事前に退去届を管理運営責任者に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の承認を得ようとする者は、事前に居室の施設設備及び備品等について、管理運営責任者が指定する者の点検を受けなければならない。

3 前項の規定は、次条各号の規定により退去を命じられた者についても適用する。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。